

## 第4章 産業振興施策

### 第1節 農漁業振興施策

#### 1. 基本計画

##### (1) 取組みの基本指針

###### ① 農業者の確保・育成と経営力の強化

農業経営の安定と更なる発展を図るため、農業後継者や新規就農者等の育成を支援するとともに、農地の利用集積や保全対策など生産性の向上に取り組み、経営力を強化する。

###### ② 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的、効率的に生産できる体制を整えるため、ほ場、農道、かんがい排水などの農地整備と農業用水の安定確保を推進し、農業生産基盤の充実を図る。

###### ③ とよはし農漁業の発信力強化と海外輸出の促進

農漁業の認知度を高めるため、生産・流通・販売までの関係者が一体となり、農産物等の商品力や競争力の強化を図るとともに、アジア市場も視野に入れた戦略的な情報発信や販売促進を進める。また、新たに設置した「道の駅とよはし」を食農拠点として地元農作物等を市内外に情報発信する。

###### ④ 次世代農業の推進

時代に合った新しい農業を創出するため、産学官連携による研究開発など地域の技術基盤の強化を図るとともに、次世代施設園芸など新技術導入に意欲的な農家等を支援する。また、本市の農業が持続的に発展するよう、次世代農業を支える人材を生み育てる環境づくりを進める。

###### ⑤ 地産地消の促進

農産物の消費拡大を図るため、学校や事業所等と連携し、豊橋産農産物の特長や旬な情報を提供し、市民の理解を深める。

##### (2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
地域の中心となる農業経営体の数	228 経営体	500 経営体
農業生産基盤整備面積	109ha	146ha
あぐりパーク食彩村の来場者数	464,585 人	700,000 人

## 2. 農漁業振興施策の概要

### (1) 農業者の確保・育成と経営力の強化

#### ① 意欲ある農業者の活動支援

認定農業者をはじめ、意欲あふれる農業者の活動を支援するため、基盤となる農地の集積や資金確保のサポートを行うほか、経営の多角化や財務経理等、農業経営に直接生かすことができる研修等を実施する。

また、農業者がこれら支援を円滑に利用できるよう行政、関係団体等との連携による農業者支援のサポート体制を構築する。

#### ○ 認定農業者をはじめとする農業者の支援

- ・ 経営管理能力の向上等を目指した研修の実施
- ・ 農業経営の法人化支援
- ・ 農業制度資金の普及、推進

#### ○ 意欲ある農業者への農地集積の促進

- ・ 農地中間管理事業の実施
- ・ 利用権設定等促進事業の実施

#### ○ 農業者の支援体制の充実

- ・ 行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築

#### ② 女性農業者、高齢農業者や小規模農家の活躍の場の提供

女性農業者、高齢農業者等、小規模に営む農業者の経営が成り立つ環境を整えるため、少量でも出荷が可能な地産地消の拠点としてあぐりパーク食彩村の取組みを推進する。

また、家族経営協定の推進や女性農業者団体等への支援を通じ、女性農業者の地位向上を図り、あぐりパーク食彩村との連携を視野に入れるなど農業に従事する多くの女性の力を農業振興に最大限に生かすことができるような環境づくりを進める。

#### ○ あぐりパーク食彩村の機能強化の推進

- ・ 女性農業者等が活躍できる場や機会の検討
- ・ 加工食品の試験販売

#### ○ 女性農業者の活動支援

- ・ 女性農業者のスキルアップ支援
- ・ 豊橋女性農業団体連絡会の活動推進
- ・ 家族経営協定の推進

#### ③ 新規就農者をはじめとする新たな農業者の育成

新規就農者における就農直後の不安定な生活の支援や、農業後継者就農時の投資支援、農地の取得、就農後の営農のフォローなど、行政、関係団体等が一体となり地域ぐるみで、後継者として農業を引継ぐ者や新たに農業を始める者を、本市農業の未来を担う農業者に育成する体制を整える。

また、農業の先端技術を身に付けた人材等を育成し、地域農業の技術強化を図る。

○新規就農者、農業後継者の育成、支援

- ・農業次世代人材投資資金を活用した就農後の生活支援
- ・農業委員会、農業団体等との連携による農地確保の支援
- ・国、県の融資制度等の活用による新規就農者の初期投資の支援
- ・農業後継者の経営規模拡大への支援
- ・就農への意欲を向上させる取組みの実施
- ・行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築
- ・次世代農業人材の育成に向けた地域連携・支援方法の検討
- ・農福連携の推進

④農地の効率的な利用の推進

関係団体のネットワークや農地の地図情報システムの活用、また、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を軸に、規模拡大、合理化等を進める意欲ある農業者へ農地を集積し、農地の流動化と効率的な利用を推進する。

○意欲ある農業者への農地集積の促進(再掲)

- ・農地中間管理事業の実施
- ・利用権設定等促進事業の実施

⑤新技術の導入等による生産段階の様々な取組みの推進

施設園芸における IT を活用した環境制御技術による先端的農業など、生産効率や付加価値の向上につながる技術、設備の導入を支援し、農産物の品質向上や生産の安定化を図ることにより、流通に信頼される農産物の生産を推進する。また、水田での新規需要作物の生産を進めるなど、水田の有効利用を図る。

○収量の確保と品質の向上に向けた生産技術等の導入推進

- ・次世代型大規模施設園芸拠点の実証成果の地域への普及促進
- ・新たな技術、栽培法や新品種の導入の推進(例:複合環境制御設備の導入支援)

○生産コスト削減の推進

- ・労働力の削減につながる生産技術、設備等の導入推進
- ・農薬や肥料の使用量低減につながる技術や栽培法の導入推進  
(例:畝立同時部分施肥技術、IPM)  
※IPM・・・総合的病害虫管理

○流通の信頼確保につながる生産段階の取組みの推進

- ・品質の向上、均一化のための技術、栽培法の導入推進
- ・農業生産の適正な管理手法導入の推進(例:GAP、HACCP)
- ・農薬や肥料の使用量低減につながる技術や栽培法の導入推進(再掲)  
(例:畝立同時部分施肥技術、IPM)  
※GAP・・・農業生産工程管理、HACCP・・・食品衛生管理手法

○豊橋らしい農業の継承と推進

- ・本市農業に蓄積された生産技術、栽培方法の継承(例:農業団体等の生産者組織の取組み)
- ・施設園芸における先端技術の導入促進(例:複合環境制御設備の導入支援)

○水田の有効利用のための新たな取組みの推進

- ・飼料用作物等の生産と利用の推進(例:稲 WCS、飼料用米)  
※稲 WCS・・・稲発酵粗飼料

⑥国等の施策と協調した経営支援策の推進

国の経営安定化対策の柱に掲げる水田をはじめとする農家を対象とした水田農業経営所得安定対策、野菜、鶏卵等の価格安定基金等の加入を促進するとともに農業制度資金の利用の推進や国等の施策と協調した支援策を実施するなど、農業者が安心して、農業生産に取り組めるように農家の経営の安定化を図る。

○国の経営安定化策等と連動した取組みの実施

- ・水田農業経営所得安定対策の推進
- ・農産物の価格変動への対応
- ・農業制度資金の普及・推進

⑦安定した農業生産のための鳥獣被害対策の推進

豊橋市鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関、関係団体で組織する豊橋市鳥獣被害対策協議会が主体となり、生物多様性ととのバランスを踏まえつつ、捕獲・防護・鳥獣を寄せつけない環境づくりなど被害防止策を講じ、生産の安定化を図る。

○鳥獣被害防止計画の推進

- ・被害状況や家畜伝染病(野生イノシシを媒介とした豚熱)の感染拡大防止等を踏まえた計画的な捕獲の推進
- ・地域捕獲団体の立ち上げおよび活動の継続支援
- ・侵入防止柵の設置等

⑧環境にやさしい農業と安全・安心な農産物づくりの推進

たい肥の利用、有機農業をはじめとする環境保全型農業等を推進し、環境にやさしい農業の普及に努める。また、IPM による農薬の適正利用や家畜防疫体制の充実等、安全な農産物づくりを推進するとともに、事業者等の連携によりこれらの情報を発信し、市民に安心感が伝わる取組みを進めることで地産地消につなげる。

○環境保全型農業の推進

- ・たい肥利用の促進
- ・IPM による農薬の適正利用の推進
- ・有機農業の推進
- ・エコファーマーの活動推進

- 農業分野へのクリーン技術導入の推進
  - ・太陽光利用による施設園芸の高度化(植物工場化)

- 安全・安心な農産物づくり
  - ・IPMによる農薬の適正利用の推進
  - ・農業生産の適正な管理手法導入の推進(例:GAP、HACCP)
  - ・家畜防疫体制の充実
  - ・市民等への情報発信(例:生産履歴の公開、取組みの紹介)

⑨バイオマス資源等の利活用をはじめとする循環型農業の推進

家畜の糞尿等のバイオマス資源を利用した高品位のたい肥づくりを進めるとともに、その利用を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を推進する。

- たい肥を介した循環型農業の推進
  - ・畜産農家による高品位たい肥づくりの推進
  - ・耕種農家や市民等のたい肥の利用推進

(2)農業生産を支える基盤の充実

①優良農地の確保

適切な農地利用を推進するとともに、耕作放棄地対策やほ場整備等による農地の有効活用など優良農地の保全、確保に取り組む。

○農地のたん水被害を未然に防止するための老朽化した排水機場等の更新

地区名	事業期間	摘要
植田地区	平成24年度～令和2年度	排水機場等整備
新清須地区	平成26年度～令和3年度	〃
新高師地区	平成28年度～令和4年度	〃
野依地区	平成29年度～令和5年度	〃
新梅藪地区	平成30年度～令和6年度	〃
三郷地区	令和元年度～令和7年度	〃

○農地のたん水被害を未然に防止するための排水機場の新設

地区名	事業期間	摘要
大村東地区	平成28年度～令和5年度	排水機場等整備
大村西地区	平成28年度～令和4年度	〃

○池沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するための堤防の整備

地区名	事業期間	摘要
神野新田三期地区	令和2年度～令和5年度	実施設計

○農地を集団化するとともに生産性の高い農地を整備するためのほ場整備事業の支援

地区名	事業期間	摘要
五号地区	平成26年度～令和2年度	区画整理等
三郷地区	平成29年度～令和8年度	〃
東細谷地区	平成30年度～令和9年度	〃

○農地を保全すべき区域の明確化

事業内容	事業期間
農業振興地域整備計画の見直しと推進	平成 27 年度～令和 6 年度

○耕作放棄地(遊休農地)対策

事業内容	事業期間
耕作放棄地の解消	平成 20 年度～令和 7 年度
耕作放棄地の発生防止	

②安定した農業用水の確保

農業用施設の老朽化に伴う改築や耐震補強を行うとともに、水の有効利用及び渇水時の備えなど効率的な水利用を行うための整備を推進する。

○基幹水利施設である豊川用水の耐震補強等の事業の推進による農業生産の安定化

事業内容	事業期間
豊川用水二期事業の農家負担分を軽減	平成 24 年度～令和 14 年度

○用水を農地へ安定供給するためにパイプライン化等を行うための事業支援

地区名	事業期間	摘要
二 回 地 区	平成 27 年度～令和 3 年度	用水路工等
神 野 新 田 地 区	平成 28 年度～令和 3 年度	〃

○堤体等の耐震化を図るための県営防災ダム事業の推進

地区名	事業期間	摘要
嵩 山 池 地 区	平成 30 年度～令和 3 年度	堤体工
影 色 池 地 区	令和 元 年度～令和 4 年度	〃
ひょうたん池地区	令和 2 年度～令和 5 年度	実施設計

③農村環境の保全・整備

農道整備を推進し、農村地域の環境を改善する。

○農村保全活動の推進

自然環境の保全や良好な景観の形成等農地の有する多面的機能を十分に維持・発揮するため、農道や用排水路などの地域資源を適切に保全管理する活動組織を支援する。

・事業実施地区 西郷地区はじめ 34 地区

(3)とよはし農漁業の発信力強化と海外輸出の促進

①異業種連携を生み出す仕組み「食農産業クラスター」の推進

農業を中心とした異業種連携を生み出す仕組みとして、食農産業クラスターを推進し、流通業、観光産業とタイアップした新商品開発、農産物の長期保存技術の導入など農産物の付加価値向上につながる農工商連携など農業分野と異業種分野との連携の強化を図る。

○農工商連携による新商品開発の推進

- ・流通業等とのタイアップによる商品、健康食品、土産品などの商品の開発
- ・農産物の長期保存技術等の導入

○農業分野へのクリーン技術導入の推進(再掲)

- ・太陽光利用による施設園芸の高度化(植物工場化)
- ・省エネ技術、設備の導入啓発(例:LED)

②戦略的販売促進と情報発信

観光の取組みやシティプロモーションとの連携による販売、情報発信を意識し、「とよはし農業」を首都圏から全国へ発信する。また、インターネットやマスコミを効果的に活用した情報発信、海外の富裕層をターゲットとした海外販売戦略など、農業、観光、行政をはじめとする農産物等の生産から販売までの関係者が一体で、戦略的に販売促進を進める。

○国内外への戦略的販売促進

- ・豊橋産加工食品の海外販路開拓・拡大の促進
- ・生産・流通・販売までの関係者が一体で取組む大消費地での販売促進
- ・海外のマーケットをターゲットとした戦略的販売促進
- ・農産物の長期保存技術等の導入
- ・シティプロモーションと連携した農産物等の販売の実施
- ・観光と連携した取組みの実施(例:農業体験、産直ツアー)

○道の駅とよはしの機能強化推進

- ・魅力的な食農関連イベントの実施
- ・農業と連携した観光情報の発信
- ・来場者の増加につながる新たなコンテンツの開発

③食品の高付加価値化推進

本市食品のブランド化及び高付加価値化を進めるため、本市で生産される農産物や加工食品について、厚生労働省基準よりも精緻な項目を満たす必要のある、高度な HACCP 等の導入を目指す事業者の取組みを支援する。

(4)次世代農業の推進

①先端農業技術の普及支援

次世代施設園芸実証拠点などにおける農産物の品質や収量の向上を目的とした技術実証に対して支援するとともに、実用可能な先端農業技術の地域への普及促進に取り組むことで、産地競争力の更なる強化を図る。

○先端農業技術の普及支援

- ・次世代施設園芸実証拠点の管理運営に対する支援
- ・低コスト耐候性ハウスや高度な環境制御技術等を活用した施設園芸の普及促進
- ・栽培方法や設備等に関する先端技術の実証及び地域への普及に対する支援

○先端農業人材育成の支援

- ・植物工場における栽培管理者の育成
- ・大学生等のインターンシップの受入れ

○畜産クラスターの推進

- ・豊橋地域畜産クラスター協議会を中心に実施する地域畜産業の収益力強化に対する支援
- ・豊橋産畜産物の販売促進活動や新たな商品作りに対する支援

(5)地産地消の促進

①地産地消の推進や消費者(市民)の農業への理解・信頼の確保

事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食への導入を進め、地産地消を推進する。また、これらの取組みとの連携を図りつつ、消費者(市民)への啓発活動や農業者との交流活動を進め、農業への理解や信頼の確保を図る。

○事業者等と連携した取組み

- ・豊橋産農産物の販売、利用促進
- ・学校給食等による豊橋産農産物の活用推進
- ・消費者への啓発活動

○消費者と農業者の相互理解の推進

- ・消費者と農業者の交流の促進(例:消費者と農業者の意見交換、交流イベント)

○市民の農業への理解の推進

- ・農業者による農業講座等の実施
- ・市民農園の利用促進

○道の駅とよはしの機能強化推進

- ・豊橋産農産物関連情報の市民に向けた発信
- ・豊橋産農産物のPRにつながる加工品の開発や試験販売
- ・豊橋産農産物を活用したセミナー等の開催



## ②食農教育など農業の大切さを伝える取組みの推進

農業者、教育・保育現場、行政等が連携し、農業体験や農業者とのふれあいを通じて、命の大切さ、食の大切さ、農業の大切さを未来の農業を支える子供たちに伝える取組みを推進する。

### ○食農教育の推進

- ・農業と食への理解を深めるための農業体験等の実施
- ・学校給食とタイアップした取組みの実施
- ・生産者と連携したふるさと農業講座の実施
- ・豊橋産農畜産物の魅力を発信できる「キッズ豊橋農業マイスター」の育成



道の駅とよはし(外観)



食彩村(店内)

### 3. 重点事業・計画

#### (1) 食農産業クラスター推進計画

##### ① 目的

農産物の価格低迷や輸入農産物の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっている状況において、農業、食品産業及び関連産業など、「食」と「農」を核とする産業集積を推進し(クラスターの形成)、地域食材を活用した新商品開発等により、農業をはじめとする地域産業の活性化を図る。

※クラスターとは、もともとは「ぶどうの房」を意味する。ここでは地域の食材、人材、技術等の資源を有効的に結びつけ、新たな製品、販路、地域ブランド等を創出することを目的とした組織を示す。

##### ② 計画の概要

ア) 基本方針 < 価値創造型 フード・カルチャーの発信 >

「食」と「農」をテーマに異業種が連携し、価値を創造しながら豊橋の食文化を発信する。

- 豊橋らしさ(地域の特色)のアピール
- 消費者への信頼性の確保(安全・安心・環境への配慮等)
- 消費者等が求める様々な付加価値の創造

イ) 基本的な方向(商品づくり、価値観づくり、流通・販売)

- 商品づくり      **【視点】**農畜産物の種類、品質、商品のコンセプト等
- 価値観づくり    **【視点】**農畜産物の特徴、消費者への安全、安心の保証等
- 流通・販売      **【視点】**対象の違い(市場、利用者の違い等)

ウ) 推進組織

- 食農産業クラスター推進協議会(事務局:株サイエンス・クリエイト)
  - ・ 農業、食品産業、支援・研究機関、行政機関、その他異業種が一堂に会する協議会
  - ・ 役割 異業種の交流の場、連携のコーディネート、地域ブランドの育成等

##### ③ 主な事業内容

- イベントの開催(講演会、パネルディスカッション、パネル展示等)
- 豊橋産農産物等を活用した新商品開発

## 第2節 工業振興施策

### 1. 基本計画

#### (1) 取組みの基本方針

##### ① 中小企業の経営基盤の強化と人材育成

中小企業の振興発展のため、設備投資や販路開拓など事業者の意欲的な取組みを促進するとともに、研修等の開催を通し事業活動を支える人材の育成と確保を支援する。

##### ② 製品開発力や技術力等の向上と新規産業の創出

事業者の製品開発力や技術力等の向上を図るため、大学と企業との共同による研究開発を促進する。さらには、研究開発から新規産業の創出へとつながるよう、新分野進出や起業・創業など事業者の取組みを支援する。

##### ③ 円滑な企業活動の促進と企業誘致の推進

産業活動の促進を図るため、広域幹線道路網や港湾施設など産業基盤の整備を促進するとともに、新たな産業用地の確保や近隣自治体との連携による企業誘致を推進する。

#### (2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
ものづくり・夢づくり支援事業による支援件数	61 件	100 件
研究開発に対する支援件数	12 件	15 件
産業用地における立地企業数	36 社	45 社

### 2. 工業振興施策の概要

#### (1) 中小企業振興対策事業

市内中小事業者の近代化及び合理化の促進、企業活動の活発化を図るため各種事業を実施している。

##### ① 中小企業振興助成金

中小事業者が設備の近代化、合理化を図るため、新しく取得した機械・装置に対し、当該設備等の課税標準額の 4.2%以内の助成金(限度額:300 万円)を交付。

#### ○助成金交付制度の概要

対象者	特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小事業者 ※市税の滞納がないこと
助成対象設備	平成 31 年 1 月 2 日から令和 2 年 1 月 1 日までに当該事業の目的のために取得し、直接事業の用に供する機械・装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすもの 卸売・小売業、サービス業 1 設備 30 万円以上のもの 鉱業、建設業、製造業、運輸業等 1 設備 100 万円以上のもの
助成金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の 4.2%以内で、1 事業者につき 300 万円を限度

助成金の申請	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
助成金交付時期	令和3年6月(予定)

○助成金交付実績

交付年度	件数	助成金額(円)	交付年度	件数	助成金額(円)
昭和49年度	113	25,110,440	平成9年度	224	148,984,260
50年度	112	27,041,750	10年度	270	166,210,070
51年度	58	16,698,930	11年度	292	200,929,310
52年度	163	30,985,700	12年度	232	147,565,830
53年度	151	39,934,710	13年度	188	105,037,010
54年度	182	48,538,810	14年度	181	127,183,030
55年度	195	54,411,000	15年度	178	125,617,600
56年度	207	67,223,520	16年度	177	124,357,450
57年度	252	81,050,150	17年度	234	145,795,970
58年度	250	77,947,350	18年度	234	193,824,940
59年度	233	73,406,370	19年度	265	189,703,580
60年度	208	70,801,520	20年度	247	194,760,460
61年度	277	95,430,520	21年度	277	189,081,770
62年度	280	101,274,240	22年度	251	178,530,400
63年度	197	79,480,120	23年度	196	138,573,540
平成元年度	220	82,954,310	24年度	199	130,344,010
2年度	262	101,053,400	25年度	175	122,775,740
3年度	271	119,148,400	26年度	199	160,585,780
4年度	288	178,211,770	27年度	185	151,439,560
5年度	278	205,570,090	28年度	212	165,695,490
6年度	277	195,037,800	29年度	201	163,164,300
7年度	255	168,420,050	30年度	200	165,136,690
8年度	241	166,008,240	令和元年度	191	155,000,160

②ものづくり・夢づくり支援事業

ア) 知的財産権取得事業費補助金

中小事業者の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権)の取得に要する経費の一部を助成。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業員数100人以下の中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権・実用新案権・意匠権の取得事業
対象経費	特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る経費 (いずれも弁理士費用を含む)
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、出願は、15万円を限度 (注)年3回が限度(1,000円未満切り捨て)

○補助金交付実績

年度	事業	件数	金額(円)
平成 16 年度	特許権	5	356,000
17 年度	特許権	16	837,000
18 年度	特許権	15	918,000
19 年度	特許権	10	791,000
20 年度	特許権	11	1,266,000
	実用新案権	5	504,000
21 年度	特許権	11	1,164,000
	実用新案権	5	563,000
22 年度	特許権	12	1,683,000
	実用新案権	4	402,000
23 年度	特許権	8	1,054,000
	実用新案権	3	350,000
24 年度	特許権	8	1,161,000
25 年度	特許権	13	1,841,000
	実用新案権	1	145,000
26 年度	特許権	4	592,000
	実用新案権	3	326,000
27 年度	特許権	8	945,000
	実用新案権	1	132,000
28 年度	特許権	12	1,557,000
	実用新案権	1	150,000
	意匠権	3	65,000
29 年度	特許権	13	1,630,000
	実用新案権	1	121,000
	意匠権	3	155,000
30 年度	特許権	3	422,000
	実用新案権	1	124,000
	意匠権	3	45,000
令和元年度	特許権	5	411,000
	実用新案権	2	232,000
	意匠権	3	121,000

イ)産学共同研究等支援事業費補助金

中小事業者や中小企業団体が新技術、新製品開発のために行う大学等との共同研究、委託研究に対して補助金を交付する制度。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業者 100 人以下の中小事業者(個人・法人) 各構成員の従業者数が 100 人以下の市内中小企業団体 ※市税の滞納がないこと
対象事業	中小事業者や中小企業団体と大学等との共同研究、委託研究 ※ 大学等:大学、高等専門学校、国公立の試験研究機関、独立行政法人
対象経費	共同研究、委託研究で大学等に支払う経費

補助金の額	対象経費の2分の1の額で、1回につき50万円を限度 (注)年2回が限度
-------	--

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成18年度	1	500,000	平成25年度	3	1,447,000
19年度	2	952,000	26年度	4	1,713,000
20年度	5	1,894,000	27年度	3	1,187,000
21年度	6	2,480,000	28年度	3	1,216,000
22年度	7	2,204,000	29年度	5	2,008,000
23年度	4	949,000	30年度	6	2,345,000
24年度	2	499,000	令和元年度	2	689,000

ウ) 販路開拓支援事業費補助金

中小事業者や中小企業団体の市場開拓、販路拡張を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度。平成19年度からは対象事業に国外で開催される展示会への出展を追加した。また、平成24年度からは国外出展について、対象を全従業者数100人以下から300人以下の中小事業者等に拡大するとともに、展示会会場における通訳費用を補助対象経費に追加した。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業者100人以下(国外で開催される展示会等へ出展した場合は300人以下)の中小事業者(個人・法人)及び市内中小企業団体 ※市税の滞納がないこと		
対象事業	名古屋市、愛知県国際展示場及び県外(国外を含む)で開催される展示商談会への出展(ただし、即売を主目的にしているものを除く)		
対象経費	展示商談会の主催者等へ支払う経費、展示商談会等の会場における通訳費用 ※通訳費用は、1日3万円を限度 ※国外については、渡航費を含む 渡航費は、宿泊費及び航空賃(燃油特別付加運賃、空港施設使用料、航空保険料等を含む。)とする。ただし、宿泊費は1人1泊1万円、航空賃は1人往復5万円(エコノミークラス以下の利用)で、2人分を限度とする。		
補助金の額	対象となる経費の2分の1の額		
	全従業者数	50人以下	51人~100人 (国外は300人)
	補助金の額	国内20万円を限度	
		国外30万円を限度	
	申請件数	年2回まで	年1回まで

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成18年度	26	3,909,000	平成25年度	45	6,377,000

19年度	41	5,859,000	26年度	43	6,927,000
20年度	47	6,655,000	27年度	59	9,478,000
21年度	32	4,279,000	28年度	50	8,133,000
22年度	32	3,598,000	29年度	59	9,651,000
23年度	27	3,420,000	30年度	50	8,694,000
24年度	38	4,497,000	令和元年度	55	9,542,000

#### エ) 創業者支援事業費補助金

中小事業者の創業時の支援として、事務所等の賃料に対して補助金を交付する制度。

#### ○ 補助金交付制度の概要

対象者	全従業者数が 50 人以下の市内の中小事業者のうち、主として事業者を主な取引相手方とする事業を行う方 ※市税の滞納がないこと
対象事業	(1) 創業 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始(個人事業主)又は新たに会社を設立(法人)した際に、住居とは別に市内の建物を新たに賃借し、事務所等として使用した場合 (2) 二次創業 市内に創業した個人が、これまで行っていた事業の属する業種とは異なる事業を行うために、新たな会社(法人)を設立した際に、住居とは別に市内の建物を新たに賃借し、事務所等として使用した場合(常時雇用される従業者を新たに2人以上雇用する場合のみ対象となります。) ※事務所等とは:事務所、営業所、工場等、主として事業者を取引の相手方とする事業活動の用に供する施設 ※新たに賃借する建物とは:事業主(法人の場合は代表者)又は事業主(代表者)と生計を一にする者の所有ではない建物
対象経費	事務所等の月額賃料(敷金、礼金、共益費、光熱水費を除く)
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、月額5万円を限度
補助期間	補助開始月から1年以内

#### ○ 補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成20年度	23 (※13)	5,612,000	平成26年度	7 (※3)	1,209,000
21年度	23 (※11)	5,082,000	27年度	6 (※3)	1,553,000
22年度	18 (※8)	3,512,000	28年度	7 (※4)	1,925,000
23年度	20 (※12)	3,827,000	29年度	9 (※5)	1,979,000
24年度	18 (※8)	3,950,000	30年度	9 (※4)	2,203,000
25年度	12 (※5)	2,789,000	令和元年度	5 (※1)	1,294,000

※新規受付分

### オ) 起業支援事業費補助金

中小事業者の創業時の支援として、市内で新たに起業する際に係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 26 年度より新設。また、平成 27 年度には対象業種に建設業、運輸業(特定の業種を除く)を、平成 29 年度には飲食料品小売業(製造小売業のみ)をそれぞれ追加した。

#### ○補助金交付制度の概要

対象者	市内において新たに事業を開始してから1年以内で、全従業者数が 50 人以下の中小事業者で、認定支援機関に事業計画の策定に係る指導及び助言を受けており、起業後においても認定支援機関による指導及び助言を継続的に受けるもの ※市税の滞納がないこと
対象業種	建設業、製造業、情報通信業(特定の業種を除く)、運輸業(特定の業種を除く)、または飲食料品小売業(製造小売業のみ)を主とする業種
対象経費	事務所の改装に係る経費、設備及び備品購入に係る経費、広告宣伝に係る経費、法人登記に係る経費
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、法人 50 万円、その他 30 万円を限度

#### ○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 26 年度	0	0
27 年度	3	868,000
28 年度	0	0
29 年度	3	900,000
30 年度	6	2,400,000
令和元年度	9	2,834,000

### ③ 企業 BCP 策定支援事業費等補助金

中小事業者等のBCP又は事業継続力強化計画策定の支援として、BCP又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際し係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 27年度に創設し、令和2年度から事業継続力強化計画についても補助の対象とした。

#### ○補助金交付制度の概要

対象者	市内の中小事業者等 ※市税の滞納がないこと
対象経費	BCP又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額で、年間 3 万円を限度 ※1,000 円未満切捨て

#### ○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 27 年度	2	53,000



28年度	7	210,000
29年度	3	90,000
30年度	4	120,000
令和元年度	0	0

#### ④とよはし製品活用支援事業

市内中小事業者が製造する優れた製品の周知や地域資源を活用したグッズなどを商品化し、産業プロモーションを通じて中小事業者や伝統産業の活性化を図る。

- ・防犯カメラ、刺子・織布グッズ、缶たんつぶし機

### (2)新事業創出・産学交流促進事業

株式会社サイエンス・クリエイト等が実施する各種事業を支援し、地域産業の活性化や高度化を促進するほか、新産業の創出を図る。

#### ①イノベーション創出等支援事業補助金

地域企業における新製品開発や新規事業創出をさらに促進するため、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する企業や大学研究者等による共同開発や特定分野等の研究開発に対して補助金を交付する制度。

#### ○令和元年度補助金交付実績

分野	件数	金額(円)	備考
産学連携分野	6	17,600,000	終了4件
特定分野	1	400,000	終了1件
地域課題解決分野	1	2,500,000	終了1件

#### ②新規ビジネス創造支援事業補助金

本地域における創業・起業を促し、地域産業の活性化につなげることを目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する「東三河ビジネスプランコンテスト」及び新規事業創出をテーマとしたセミナーの開催に対して補助金を交付する制度。

#### ③オープンデータビジネス創出事業

産学官連携や市民協働によりオープンデータを継続的に増やすとともに、オープンデータを活用した新たなサービスの開発や地域課題解決の事例を増やしていくことで、更なるデータ活用の促進を図る。

#### ④衛星データ利活用促進支援事業補助金

衛星データの利活用による地域課題解決や新たなビジネス創出を目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが行う実証実験等に向けた取組みに対して補助金を交付する制度。

#### ⑤官民一体型新ビジネス創出事業

柔軟な発想と優れた技術を持つスタートアップと地域の実情に詳しい市の職員が協働して、地域や行政の抱える課題の解決策を開発し実装を図り、市民サービスの向上と新たなビジネスの創出の実現を目指す取組みを実施する。

### ⑥社会人キャリアアップ支援事業補助金

多様な人材の育成等を通じて地域産業を活性化させることを目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する人材交流型のセミナーやシンポジウム等の開催に対して補助金を交付する制度。これにより、自治体、大学及び企業の「知」、「技」を活用した社会人のキャリアアップを、地域が一体となって推進する体制を構築していく。

### ⑦豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金

デジタル工作機械が利用できるものづくり施設「メイカーズ・ラボとよはし」、様々な業種の人材が集う「Startup Garage」及び地元農産物の加工食品を開発する「アグリフード・ラボ」を備え、豊橋サイエンスコア 1階に広がる「豊橋イノベーションガーデン」を核として、豊橋サイエンスコアに集う多様な人材の交流・連携を促進し、新商品開発や新規ビジネス創出の加速化を図る。

### ⑧学生の学びと交流空間運営事業

南部窓口センター 2階に学生の学びと交流空間「ガクラボ」を開設し、大学生・高校生の意欲的な自主活動を支援する。

## (3)人材育成事業

地域産業の活性化を支える人材を育成するため、顕彰制度等を実施している。

### ①「とよはしの匠」顕彰事業

ものづくりを支える優れた技能者を認定し、広く社会に周知するとともに、技の継承を図る。

平成 25 年度からは、若手技能職者を対象とした「明日の匠」部門を新設した。

〈くすのき賞・つつじ賞〉認定者

(敬称略)

年度	くすのき賞(機械工作部門)	つつじ賞(その他の部門)
平成 10 年度	水梨豊三(ステンレス加工)	松井國男(建具製作)
平成 11 年度	杉浦公浩(金型工)	大場龍広(宮大工)
平成 12 年度	林 雄三(鑄造・肉盛溶接・溶射)	浅倉高月(豊職・内装施工)
平成 13 年度	村上文雄(木型工) 小原勝憲(金属プレス金型製作)	杉浦 功(宮大工) 田中 満(鬼板師)
平成 14 年度	家喜克巳(工具の研削)	—
平成 15 年度	鈴木邦宏(樹脂金型製作) 雨宮久男(研削加工)	後藤孝雄(建具製作) 松井道明(宮大工・数寄屋大工) 大藏節次(木地師) 白井弘二(大工)
平成 16 年度	河合和明(板金加工) 藤原喬之(精密機器製作)	中野春一(木工船模型製作) 朝倉秋男(水産練製品製造)
平成 17 年度	松下 充(フライス盤加工)	櫻井達也(中国料理調理) 会田五郎(建具製作) 狩野保二(和菓子製造)
平成 18 年度	杉野修一(機械装置製作)	—
平成 19 年度	—	近田雅司(寝具製作)

平成 20 年度	菅沼伸吉(板金加工)	林 昭 (健康茶製造)
平成 21 年度	松澤猪市(野鍛冶)	伊藤一士(染色用型彫り)
平成 22 年度	—	加藤智久(建築大工)
平成 23 年度	長井次夫(鋳物製造)	寺田日出夫(農具製造)
平成 24 年度	山本佳夫(撓鉄)	—
平成 25 年度	高藻 勉(木工旋盤)	山田信治(ガラス加工)
平成 26 年度	—	松井美喜夫(建具・指物)
平成 27 年度	—	今泉昭弘(左官) 羽田 覚(水産練製品製造)
平成 28 年度	楠本好行(金属プレス加工・金型製作加工) 桜井 誠(精密工具製造)	—
平成 29 年度	—	兵藤義男(注文紳士服・婦人服の縫製) 山口清子(寝具製作)
平成 30 年度	福田訓央(プラスチック成形) 鈴木政敏(ハンマー型鍛造)	岡本行史(絹反物型染)
令和元年度	芳村仁史(ステンレス加工)	山本康充(ポンプ設備施工・整備) 木村裕重(造園)
計 50 名	22 名	28 名

<明日の匠>認定者 ※平成25年度～ (敬称略)

年度	明日の匠(若手技能職者を対象)	
平成 25 年度	神谷 豊(造園)	
平成 26 年度	木村裕重(造園)	後藤純文(建具)
平成 27 年度	百合嶋 薫(左官)	横田智秀(鳶)
平成 28 年度	望月成高(宮大工)	
平成 29 年度	石原幸英(和菓子製造)	
平成 30 年度	塚本 豪(鳶)	
令和元年度	安田智則(板金加工)	兼子龍司(斫り工)
計 10 名	10 名	

## ②高校生技術アイデア賞

東三河地域に在住、在学する高校生を対象に、ものづくりに関するアイデア及び作品を募集し、優秀な作品を表彰することにより、将来のものづくり技術を支える探究心や、創造性に富んだ人材の育成の一助とする。なお、平成23年度からは、より多くの生徒が応募しやすいようアイデアのみを評価するアイデア部門と作品を評価する作品部門の2部門に改変した。

○令和元年度「作品部門」結果 <応募数:4校 20件> (敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	豊川工業高等学校 機械科3年 田中 大陽 他1名	新提案 カーテンホルダー
優秀賞	宝陵高等学校 衛生看護科3年 丸山 留衣 他3名	シュルぽん
	宝陵高等学校 衛生看護科3年 村田 真紘 他3名	取手でらくらく
入選	豊橋工業高等学校 電子機械科3年 森末 稜大 他2名	R-BENCH(revolution bench)
	田口高等学校 林業科3年 井筒 帆乃香 他7名	ハナノキメープルシロップ

○令和元年度「アイデア部門」結果 <応募数:9校 566件> (敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	豊丘高等学校 生活文化科1年 高見 梨音	1本で3つの役割をする万能ほうき!!
優秀賞	豊橋商業高等学校 情報処理科2年 細井 慧	ジャマにならない筆箱
	豊橋商業高等学校 国際ビジネス科2年 大竹 梨乃	サウンド STOP!
入選	新城有教館高等学校 総合学科1年 三井 咲弥	終わりが分かる色つきシャーシ
	藤ノ花女子高等学校 普通科1年 蛇喰 愛美	見える目薬。

## ③地域技能者活用事業

地域の優れた熟練技能者を地元工業高校へ派遣し、高校生に実践的な技術・知識を伝え、ものづくり産業を担う人材を育成する。

○令和元年度実施内容<場所:豊橋工業高等学校>

指導科目	期間	受講生徒数	講師
普通旋盤作業 (3級合格者)	8/23~12/18 (13日間)	6名	西崎 広文 (株式会社デンソー豊橋製作所 OB)
電気工事士 (第一種)	10/16~11/22 (11日間)	21名	東三河電気工事協同組合

④中小企業人材育成支援研修

中小事業者の組織力・技術力の向上を図るため、実習を中心とした実務的な研修を実施。

開催日	会場	受講者数等
令和元年6月～10月	豊橋サイエンスコア他	22講座 416名 (平成5年度から実施)

#### (4) 産業拠点の整備と企業誘致の推進

新規産業の立地を促進し雇用機会の拡大や市勢の発展を図るため、産業拠点の整備と企業誘致活動を実施している。

##### ① 工業用地の整備・分譲

土地利用との整合を図りつつ適切な企業立地を促進するため、豊橋市と愛知県企業庁が臨海部及び内陸部に工業用地を整備し分譲している。早期の分譲を図るため、価格の見直しを適宜行うとともに分納制度やリース制度も導入している。平成 24 年に若松地区、平成 26 年に豊橋石巻西川地区、平成 29 年に豊橋リサーチパーク、令和元年に神野西1区が完売した。また、内陸用地への進出要望の高まりを受け、国道 23 号名豊道路沿線の内陸部に新たな産業拠点として、三弥地区をはじめとした工業用地の開発・検討を進めている。

##### ○ 工業用地の一覧

区分	地区名	工業用地 面積 (ha)	立地状況等(令和2年3月現在)		事業 主体	分譲形態		
			分譲済 (ha)	分譲中 (ha)		一 括	分 納	リ ース
臨 海 部	神野西1区	51.60	51.60 (6社立地)	※分譲終了	企業庁	○	○	○
	御津2区	40.15	37.49 (7社立地)	2.66		○	○	○
	小計	91.75	89.09	2.66				
内 陸 部	豊橋石巻 西川地区	7.66	7.66 (10社立地)	※分譲終了	企業庁	○	○	○
	豊橋 若松地区	17.78	○西地区 11.57 (14社立地) ○東地区 6.21 (2社立地)	※分譲終了		○	○	○
			サイエンス・クリエイト 21 計画のベンチャーパークとして、研究開発等に意欲的な中小企業の集積を図る。					
	豊橋 リサーチ パーク	3.78	3.78 (9社立地)	※分譲終了	豊橋市	○	○	○
小計	29.22	29.22	0					
合計	120.97	118.31	2.66					

※分納制度については、愛知県企業庁は10年間の割賦制度で、豊橋市は5年間としている。

## ②企業誘致活動

新規産業の立地を促進し市勢の発展を図るため、企業誘致活動を行っている。具体的には、直接企業と接することを重視し、関西・関東地区及び近隣市の企業への訪問や企業誘致説明会、立地企業情報交換会を実施している。この他、近隣市と連携した積極的な地域情報の発信と効果的な企業誘致に取り組んでいる。

### ア)企業誘致説明会

関西地区等に本社のある企業を主対象に、工業用地や優遇制度の紹介等、本市の優位性について説明会を行っている。(昭和 60 年度から実施、うち大阪市での開催は平成 11～13 年度、平成 16～30 年度、令和元年度)

#### ○開催実績

開催日	会場	参加企業(者)数
令和 2 年 2 月 3 日(月)	ホテル日航大阪	26 社(37 名)

### イ)立地企業情報交換会

市内に立地する企業と行政、及び企業同士の情報交換の場を設け、今後の事業展開・要望等の情報収集を行っている(平成 21 年度から実施)。令和元年度は、明海地区及び神野地区・御津2区に立地する企業を対象に実施した。

#### ○開催実績

開催日	開催地区	参加企業(者)数
令和元年 7 月 30 日(火)	明海地区	19 社(25 名)
令和元年 12 月 12 日(木)	神野地区・御津2区	12 社(17 名)

### ウ)東三河 5 市企業誘致推進連絡会議

広域連携による企業誘致を進めるため東三河 5 市企業誘致推進連絡会議を組織し、5 市(豊橋・豊川・蒲郡・新城・田原)共同での展示会出展や各市主催事業の相互協力を行うことにより、地域の情報発信や誘致活動を推進している。

#### ○出展実績

開催期間	展示会名	会場
令和元年 11 月 6 日(水) ～9 日(土)	メッセナゴヤ	ポートメッセなごや

#### ○東三河 5 市企業用地見学ツアー

開催日	開催場所	参加企業(者)数
令和 2 年 1 月 27 日(月)	○ホテルアソシア豊橋他 ○企業用地(豊川市、蒲郡市)	30 社(43 名)

③立地企業に対する助成

ア)企業立地促進制度

地方拠点都市法に基づく産業業務拠点地区及び特定地域への立地に対し、奨励金を交付している。

○奨励金交付制度の概要

種別	奨励内容	限度額
立地奨励金	1 豊橋リサーチパーク ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の20% ③土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%)	①なし ②3億円 ③3億円 (研究開発施設の場合4億円)
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、土地開発公社又は企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の10%(土地開発公社の場合20%) ③土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%) (2)(1)以外の場合 ①固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額を3年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を3年度間	
	1 豊橋リサーチパーク ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間	単年度 5千万円
既存の事業所用地に増設した場合	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間 ・都市計画税(家屋)相当額を3年度間	
事業促進奨励金	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間	なし
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、土地開発公社又は企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間 (2)(1)以外の場合 ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	
	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間	
既存の事業所用地に増設した場合	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	
雇用促進奨励金	1 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員1人あたり40万円 2 転入児童1人あたり10万円	1 4千万円 2 2千万円
環境推進奨励金	太陽光発電施設の設置経費の3分の1 (1kwあたり100万円を上限) 雨水活用施設の設置経費の3分の1 (1tあたり20万円を上限)	1千5百万円



	緑地整備経費の2分の1 (1㎡あたり1万円を上限)	1千万円
--	------------------------------	------

※奨励金の種類ごとに適用要件あり。

※平成28年度から本社機能(事務所、研究所、研修所)の移転・拡充についても、本制度の対象とした。

※平成31年4月より土地取得費、転入した従業員と児童についても奨励金交付制度の対象とした。

○奨励金交付実績(過去6年)

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成26年度	41	205,996,000	29年度	32	167,901,000
27年度	35	304,042,000	30年度	25	136,137,000
28年度	33	183,560,000	令和元年度	30	623,951,000

イ)テナントオフィス誘致補助金

企業の事務所、研究施設を誘致し、雇用の創出、産業振興を図るため、事務所等の月額賃料に対して補助金を交付する制度であり、平成27年に新設。

○補助金交付制度の概要

補助対象	新たに事務所等を賃借して本市に進出する企業
対象分野	(1)製造業(09食料品製造業から32その他製造業まで) (2)情報通信業(39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業) (3)学術研究、専門・技術サービス業(72専門サービス業(726デザイン業、728経営コンサルタント業に限る)、73広告業、74技術サービス業(他に分類されないもの)(742土木建築サービス業、743機械設計業に限る))
補助対象経費	事務所等の月額賃料 ※敷金、礼金、共益費、光熱水費等は除く
補助額	対象経費の2分の1の額 ※豊橋サイエンスコア及び都市機能誘導区域に入居する場合は3分の2の額 (1,000円未満切捨て)
限度額	月額10万円 ※豊橋サイエンスコア及び都市機能誘導区域に入居する場合は月額15万円
補助期間	6か月間(本社の場合は1年間)
申請時期	事業開始後90日以内又は事業開始日の属する年度の2月末日のいずれか早い日

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成27年度	1	472,000	平成30年度	2	832,000
28年度	2	272,000	令和元年度	0	0
29年度	2	532,000			

④産業空洞化対策減税基金に基づく補助制度

愛知県と連携(産業空洞化対策減税基金に基づく補助事業に対応)し、長年にわたり地域を支える市

内企業の再投資や高度先端産業分野の立地に対し、奨励金を交付している。

#### ア)再投資促進奨励金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、市内における再投資を支援。中小企業に対する、きめ細かい支援として、豊橋市独自の要件を設け、小規模の投資についても幅広く対象としている。

#### ○奨励金交付制度の概要

補助対象	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業(※大企業の場合は、豊橋リサーチパーク・企業庁用地・工業地域・工業専用地域での新增設に限る)	
対象分野	(1)次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2)愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種の分野	
交付要件 (※1)	投資規模要件	大企業:25億円以上(※新增設部分に限る) 中小企業:1億円以上 又は 5千万円以上(※)
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業:100人以上 中小企業:25人以上 又は 20人以上(※)
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)	
補助率	10%以内(うち県負担5%以内) 又は 5%以内(※)	
限度額	3億円(うち県負担1.5億円) 又は 500万円(※)	
受付時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。	

\*豊橋市独自要件適用時

#### イ)中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金

本市経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、中小企業の高度先端産業分野における設備投資を支援している。

#### ○奨励金交付制度の概要

補助対象	高度先端技術に係る工場の新増設等を行う中小企業(※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助)
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等
交付要件 (※1)	投資規模要件:2億円以上
	雇用要件:新規常用雇用者5人以上(※2)
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)
補助率	10%以内(うち県負担5%以内) ※既設の工場内の設備を一新等する場合は5%以内(うち県負担2.5%以内)
限度額	10億円(うち県負担5億円)
申請時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。

※1 再投資促進奨励金、中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査あり。

※2 愛知県知事の定める指針に基づき、生産性向上計画により省人化される人数が見込まれると認められる場合は、2人以上。

### 3. 重点事業・計画

#### (1)サイエンス・クリエイト 21 計画

##### ①概要

21 世紀の地域を創造するために、高度な研究開発拠点である国立大学法人豊橋技術科学大学の技術シーズや優秀な人材の有効活用、地域企業の活性化や高度化、新規産業の創出による地域産業の活性化を図るとともに、豊かな人間生活、先端的な科学技術、自然環境との調和を目指し、さらなる地域の活性化を進めていく地域開発計画である。

##### [計画目標及び導入機能]

- 3 つの計画目標
  - ・新規総合産業拠点の形成
  - ・産学交流拠点の形成
  - ・人材の育成と定着拠点の形成
- 3 つの導入機能
  - ・拠点機能(豊橋サイエンスコアの建設)
  - ・団地機能(リサーチパーク、ベンチャーパーク等の整備)
  - ・研究開発支援機能(居住、情報基盤等の整備)

##### [計画のあゆみ]

昭和 6 2 年	3 月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本構想策定
	7 月	…	(財)東海産業技術振興財団設立
昭和 6 3 年	3 月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本計画策定
	4 月	…	サイエンス・クリエイト 21 推進協議会設立
平成 2 年	9 月	…	「豊橋サイエンスコア整備計画」民活法(※)認定 (東海地域で初、全国で 9 番目) ※民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和 61 年法律 77 号)
	1 0 月	…	(株)サイエンス・クリエイト設立 (第3セクターでコアの建設、運営主体となる)
平成 4 年	1 1 月	…	豊橋サイエンスコアのオープン
平成 6 年	3 月	…	リサーチパーク基本設計作成(オフィス・アルカディア構想を適用)
平成 7 年	3 月	…	リサーチパーク実施設計作成 ベンチャーパーク開発整備に着手(用地の取得)
平成 8 年	1 2 月	…	リサーチパーク造成工事着手
平成 1 0 年	4 月	…	リサーチパーク造成工事竣工 ベンチャーパーク分譲開始
	7 月	…	リサーチパーク分譲開始
平成 1 4 年	1 0 月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(一般型)の地域指定 (平成 14~16 年度)
平成 1 7 年	4 月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(発展型)の地域指定 (平成 17~19 年度)
平成 1 9 年	7 月	…	地域産業活性化東三河協議会設立 (サイエンス・クリエイト 21 推進協議会及び都市エリア産学官連携推進会議の発展統合) …平成 26 年 3 月 解散

## ②豊橋サイエンスコア

サイエンス・クリエイト 21 計画の拠点施設である豊橋サイエンスコアは、東海地方で初めて、全国で 9 番目に通商産業省(現:経済産業省)から民活法のリサーチコア(研究開発・企業化基盤施設)として認可を受けた施設で、愛知県、豊橋市、日本開発銀行(現:(株)日本政策投資銀行)及び民間企業の出資により設立された第 3 セクター「(株)サイエンス・クリエイト」(資本金 1 億円、うち公共出資分 2,582 万円)によって運営されている。

### [豊橋サイエンスコア施設概要]

- 敷地面積 11,489 m<sup>2</sup>
- 施設構造 鉄筋鉄骨造 5 階建
- 延床面積 6,047.69 m<sup>2</sup>(民活法特定施設面積:4,168.08 m<sup>2</sup>、全体面積の 68.93%)
- 総事業費 約 25 億円
- 運営開始 平成4年11月
- 主な機能 ア)開放型試験研究施設:産学官共同研究室  
イ)人材育成施設:OA 研修室、研修室、視聴覚室  
ウ)交流施設:サイエンスホール  
エ)研究開発型企業育成支援施設:研究開発オフィス、インキュベートルーム、チャレンジオフィス、SOHO ルーム、スタートアップオフィス  
オ)その他:業務オフィス等

### [(株)サイエンス・クリエイト事業概要]

民活法で定められた事業をはじめ 5 つの事業を行っている。

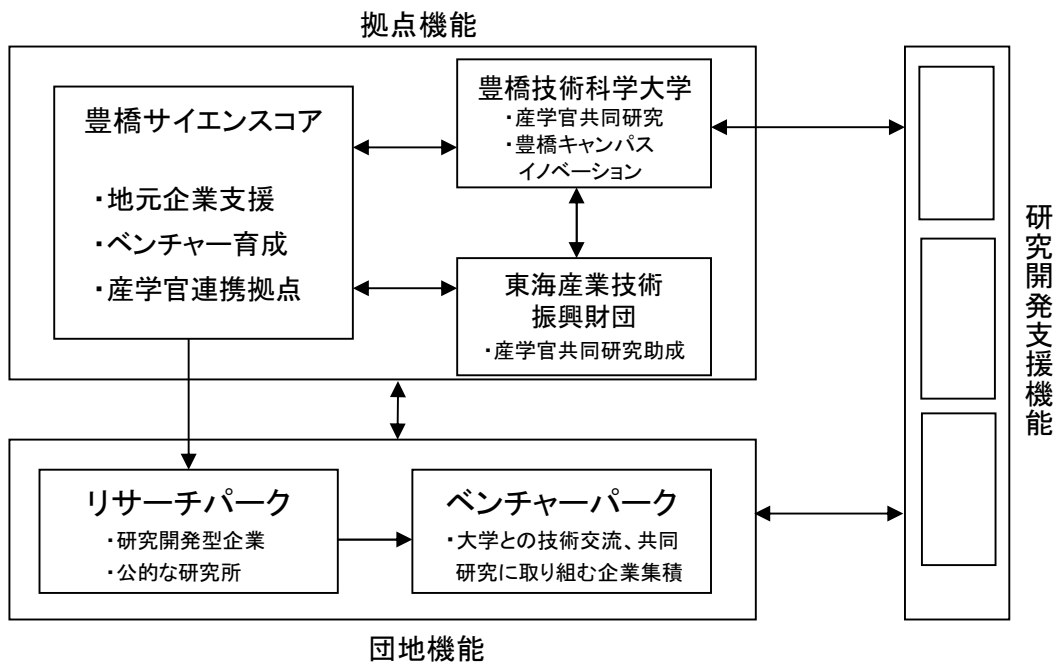
- ア)開放型試験研究事業                      イ)人材育成事業      ウ)交流事業
- エ)研究開発型企業育成支援事業      オ)企業導入事業

## ③一般財団法人東海産業技術振興財団

東海地域における産業技術に関する大学と民間の共同研究をバックアップすることを主な目的として、昭和 62 年 7 月に通商産業省(現:経済産業省)認可の試験研究法人として設立。平成24年4月1日には、公益法人制度移行に伴い、一般財団法人に移行した。

- 基本財産 約 10 億円
- 事業内容 ア)研究助成事業  
イ)産業技術に関する普及啓発事業  
ウ)セミナー事業
- 令和元年度(募集)研究助成実績  
応募総数 54 件、助成件数 16 件、助成金額 1,940 万円

④サイエンス・クリエイト 21 計画機能関連図



「豊橋サイエンスコア」

## 第3節 商業振興施策

### 1. 基本計画

#### (1) 取組みの基本方針

##### ① 魅力ある商業集積の形成

魅力のある商業地を形成するため、事業者や TMO などと連携しながら商店街づくりを進めるとともに、大規模小売店舗などの適切な立地を促進する。

##### ② 意欲ある事業者への支援

中小事業者の経営基盤の強化を図るため、融資や人材育成事業、経営相談など、意欲ある事業者に対する支援を充実するとともに、開業しやすい環境づくりに取り組む。

##### ③ にぎわいの創出活動の推進

中心市街地における商業、サービス業の活性化を図るため、集客イベントなどによるにぎわいの創出に取り組むとともに、魅力ある店舗の情報発信などにより地元での消費行動を促進する。

#### (2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
中心市街地休日歩行者通行量	57,455 人	60,000 人
創業に係る制度融資の利用者数	37 人	45 人

### 2. 商業振興施策の概要

#### (1) 商業振興施策

商業の近代化・活性化を図るために、地域の人々に親しまれ、活力とにぎわいに満ちた「まちづくり」に必要な中小企業団体等が行う共同事業、商店街環境の改善を目指す事業などに対して支援を行っている。

##### ① 商店街リフレッシュプラン作成事業補助制度

商店街の活性化計画策定のための調査費、作成費等に対して助成する。

- 対象団体 商業地域及び近隣商業地域内にある商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助要件 公的機関のアドバイザーの指導を受けて作成するものであること。
- 補助金額 補助対象経費の 60%以内 限度額 270 万円

##### ② 商店街リフレッシュ事業補助制度

商店街に景観概念を導入し、都市機能の高度化を促進させるなど、市のまちづくり施策と整合する活性化計画に基づき、商店街の総合環境施設整備を行う事業に対して助成する。

- 対象事業 街路灯・アーチ・アーケード整備事業、カラー舗装事業、モニュメント整備事業、サービス施設整備事業、消費者サービスセンター整備事業、駐車場整備事業、商店街活性化事業

- 対象団体 商業地域及び近隣商業地域内にある商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助要件 商店街リフレッシュプラン作成事業により作成した計画、又は国の採択を受けた事業計画に基づき実施する事業であること。
- 補助金額 補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の36%以内 限度額 2,070万円
- 事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成22年度	1	15,736,000

### ③商店街環境向上事業補助制度

商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等のLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費に対して助成する。

- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助要件 補助対象経費が10万円以上であること
- 補助金額 補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内(ただし、既設アーチ・アーケードのLED化については2/3以内) 限度額 1,000万円

#### ○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成23年度	2	1,717,000
24年度	1	234,000
25年度	3	778,000
26年度	1	1,366,000
27年度	10	7,953,000
28年度	13	11,817,000
29年度	4	1,525,000
30年度	4	6,063,000
令和元年度	4	302,000

### ④商業団体街路灯等電灯料補助制度

商業団体が維持管理している街路灯・アーチ・アーケードの電灯料に対して助成する。

- 補助対象 商業団体が自ら維持管理するもので、前年度末までに設置した街路灯(ただし、市のストリートデザイン事業対象路線にありLED化していないものに限る)・アーチ・アーケードに要する電灯料
- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助金額 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た合計額又は実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額(10円未満の金額は切り捨てる。)のいずれか低い額

区 分	算 定 基 準 (円)	
街路灯 1基当たり	40w以下	740
	41w～80w	1,230
	81w～125w	2,090
	126w～250w	2,900
	251w～300w	4,580

	301w以上	5,310
アーチ 1基当たり		9,470
アーケード 10㎡当たり		3,300

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成23年度	19	5,232,610
24年度	21	4,933,220
25年度	21	4,948,530
26年度	22	4,614,320
27年度	23	3,729,110
28年度	24	2,768,290
29年度	26	2,458,610
30年度	7	1,450,330
令和元年度	7	1,330,340

⑤商業団体安全安心環境維持費補助制度

商業団体が維持管理している街路灯の電灯料に対して助成する。

- 補助対象 商業団体が自ら維持管理するもので、前年度末までに設置した街路灯(ただし、商業団体街路灯等電灯料補助制度で補助対象とならないものに限る)に要する電灯料
- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助金額 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯の数に乗じて得た合計額

区 分	算 定 基 準 (円)	
街路灯 1基当たり	40w以下	520
	41w～ 80w	690
	81w～125w	960
	126w以上	1,620

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成30年度	26	502,150
令和元年度	25	475,630

⑥空き店舗活用事業補助制度(商業団体)

商業団体が商店街の活性化やイメージアップを図るため、商店街の空き店舗をコミュニティホール、ギャラリー等の共同施設として活用する場合、賃借料に対して助成する。

- 対象団体 商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助金額 1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額

期 間	補助率	補助限度額
12か月まで	2/3以内	150万円
13か月～24か月	1/2以内	112万5千円
25か月～36か月	1/3以内	75万円
37か月～48か月	1/3以内	75万円
49か月～60か月	1/3以内	75万円

- 対象期間 1店舗につき5年以内



○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成25年度	1	640,000
26年度	1	444,000
27年度	1	320,000
28年度	1	320,000
29年度	1	320,000

⑦商業団体共同事業補助制度(商業団体)

にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対して助成する。

○対象事業 講習会・講演会・研修会・研究会、調査・情報提供事業、催事・共同宣伝事業、共通駐車券事業、ショッピングサポート事業、消費税免税店環境整備事業、無料公衆無線 LAN 整備事業

○対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの

○補助金額 補助対象経費の20%以内 限度額 675 万円  
消費税免税店環境整備事業及び無料公衆無線 LAN 整備事業については、補助対象経費の1/2 以内  
消費税増税対策分については、補助対象経費の1/2 以内 限度額 50 万円

○事業実績

年 度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成23年度	5	6,385,993	1,206,000
24年度	6	7,757,088	1,531,000
25年度	7	12,763,179	3,712,000
26年度	7	13,476,158	2,979,000
27年度	7	9,530,471	1,811,000
28年度	5	6,040,374	1,257,000
29年度	4	5,422,367	1,075,000
30年度	5	7,704,094	1,374,000
令和元年度	9	8,949,016	1,856,000

⑧中小企業関係団体等支援事業補助制度

○豊橋地区中小企業団体連絡協議会補助制度

- ・対象経費 協議会が行う講習会、講演会、研究会、研修会、大会等に対して助成する。
- ・補助金額 補助対象経費の10%以内 限度額 45 万円

○豊橋発展会連盟補助制度

- ・対象経費 豊橋発展会連盟が行う商店街の振興に関する事業に対して助成する。
- ・補助金額 補助対象経費の10%以内 限度額 27 万円

⑨伝統的工芸品産業育成事業補助制度

豊橋筆振興協同組合が行う後継者の育成確保、技術技法の継承及び改善・品質維持、原材料の確保・研究、需要の開拓、市内小学校で実施する出前講座に対して助成する。

○補助金額 補助対象経費の10%以内

ただし、市内小学校出前講座については、国・県等の補助金及び小学校から徴収した実費負担額を差し引いた額

限度額 130万円

⑩経営改善普及事業補助制度

豊橋商工会議所の中小企業相談所が行う以下の事業に要する経費に対して助成する。

ア)講習会等開催事業                      イ)記帳継続指導事業

ウ)施策普及事業                              エ)経営指導推進事業

オ)金融指導事務事業                      カ)一日相談所開催事業

○補助金額 補助対象経費から国・県の補助金を差し引いた額の2分の1以内

限度額 300万円

⑪中小企業組織化促進事業補助制度

事業の共同化、協業化に伴う組織の法人化に対して助成する。

○補助金額 組合設立に要する事務費の2分の1以内 限度額 5万円

⑫中小企業近代化奨励制度

中小企業者等の他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置するものに対して奨励金を交付する。

○対象施設 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設

・生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設

・街路灯、アーケード、アーチ

○対象団体 組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体

○補助金額 認定経費の20%以内 限度額 1,000万円

○事業実績

年度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成23年度	2	19,740,000	3,770,000
24年度	—	—	—
25年度	1	1,680,000	302,000
26年度	1	15,120,000	2,800,000
27年度	3	11,091,600	2,046,000
28年度	1	2,253,960	417,000
29年度	2	11,334,600	1,542,000
30年度	—	—	—
令和元年度	2	10,758,000	1,976,000

⑬がんばる個店応援事業補助制度

小売店舗等が行う、店舗リフォーム、インターネットショップ開設・改善、外国人観光客受入環境整備(外国語表記、無料公衆無線LAN設置)にかかる経費の一部を補助する。

事業区分	店舗リフォーム	インターネットショップ開設・改善	外国人観光客受入環境整備(外国語表記)(無料公衆無線LAN設置)
対象者 ※市税の滞納がないこと	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・5年以上の営業実績がある個店で実施する事業(拡張移転可) ・商店街区域又は豊橋市立地適正化計画における「歩いて暮らせるまち区域」に所在している個店であること	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店で実施する事業	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店で実施する事業
対象経費	店舗の接客の用に供される部分の修繕、模様替及び増築工事に要する費用 ※市内に本店を有する中小事業者に施工を発注すること	サイトデザイン、システム構築等に要する費用、入会金・マニュアル購入費等のショッピングモール出店時に要する費用、ショッピングカート利用等のサイト初期設定に要する費用	看板の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用、パンフレット、メニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用、ホームページの翻訳、デザイン、システム構築等に要する費用
補助金の額	対象経費の20%以内で、50万円を限度(下限5万円)	対象経費の2分の1以内で、10万円を限度	対象経費の2分の1以内で、10万円を限度

※個店:次のいずれにも該当するもの①市内に所在する店舗②日本標準産業分類に規定される、小売業、不動産業、物品賃貸業、技術サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業(バー・キャバレー・ナイトクラブを除く)又は生活関連サービスを営むもの③主として個人を取引の相手とする店舗④フランチャイズチェーンでないもの⑤チェーンストアでないもの

○事業実績

年度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成28年度	0	0	0
29年度	2	1,288,947	182,000
30年度	1	202,608	93,000
元年度	5	9,564,231	1,308,000

### (3) 融資制度

中小企業の経営の安定や成長・発展を支援するために、中小商工業者が必要とする事業資金を愛知県、金融機関等と協調し、有利な条件で融資するもので豊橋市小口事業資金融資制度をはじめ、豊橋市経営安定資金融資制度、豊橋市創業支援資金融資制度、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度、豊橋市小規模事業資金融資制度、豊橋市中小企業団体共同事業資金融資制度、および愛知県小規模企業等振興資金融資制度を実施している。平成29年度には、「経営革新計画」を作成して新たな分野への事業拡大を目指す事業者を対象にした新資金を創設し、中小商工業者の基盤強化を支援する。

#### ○融資制度一覧及び融資実績

(令和2年4月1日現在)

制度		豊橋市小口事業資金		
		通常資金	経営革新計画資金	災害復旧支援資金
区分	対象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人)以下であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小商工業者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人)以下であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人)以下であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された当該災害を含む。)により被災し、市が発行する罹災証明又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>
	融資限度額	一事業者につき3,000万円以内	一事業者につき5,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内

	資金使途	事業上の資金	経営革新計画の実施に必要な資金	災害復旧に必要な事業上の資金
	融資期間及び利率	運転資金・設備資金 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.4%  設備資金 10年以内 年1.5%	運転資金・設備資金 5年以内 年1.1% 7年以内 年1.2%  設備資金 10年以内 年1.3%	運転資金・設備資金 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.3%
	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信用保証	要する。(信用保証料の補助制度があります。)		
	取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		
融資実績	平成25年度	297 件		1,923,670 千円
	26年度	289 件		2,130,700 千円
	27年度	287 件		2,122,290 千円
	28年度	191 件		1,377,300 千円
	29年度	245 件		1,795,970 千円
	30年度	180 件		1,407,336 千円
	令和元年度	217 件		1,735,067 千円

制度		豊橋市経営安定資金		
区分				
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は同条第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>		
	融 資 限度額	一事業者につき 1,250 万円 以内		
	資金使途	経営の安定に必要とする事業上の運転資金		
	融資期間及 び利率	運転資金	3 年以内	年 1.1%
			5 年以内	年 1.2%
			7 年以内	年 1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）			
取扱金 融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			
融 資 実 績	平成 25 年度	26 件	203,450 千円	
	26 年度	8 件	48,200 千円	
	27 年度	12 件	105,100 千円	
	28 年度	7 件	61,500 千円	
	29 年度	2 件	22,500 千円	
	30 年度	0 件	0 千円	
	令和元年度	31 件	274,500 千円	

制度		豊橋市創業支援資金																				
区分																						
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人又は会社とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>ウ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>エ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>オ 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ、新たに会社を設立した会社であって、市内においてその事業を開始した日以降5年を経過していないこと。</p> <p>カ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>キ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(8) 税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>																				
	融 資 限 度 額	一事業者につき 2,500万円 以内（ただし、(1)ア、イに該当する場合は2,000万円を超過する金額については自己資金と同額を限度とする。）																				
	資 金 使 途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金																				
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">運転資金</td> <td colspan="2">設備資金</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.0%</td> </tr> </table>	運転資金		設備資金		3年以内	年0.7%	3年以内	年0.7%	5年以内	年0.8%	5年以内	年0.8%	7年以内	年0.9%	7年以内	年0.9%			10年以内	年1.0%
	運転資金		設備資金																			
	3年以内	年0.7%	3年以内	年0.7%																		
	5年以内	年0.8%	5年以内	年0.8%																		
	7年以内	年0.9%	7年以内	年0.9%																		
		10年以内	年1.0%																			
担 保	原則として要しない。																					
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																					
信 用 保 証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）																					
取 扱 金 融 機 関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合																					
融 資 実 績	平成 25 年度	33 人	49 件	159,580 千円																		
	26 年度	37 人	44 件	187,400 千円																		
	27 年度	32 人	44 件	176,300 千円																		
	28 年度	13 人	18 件	63,480 千円																		
	29 年度	21 人	33 件	109,760 千円																		
	30 年度	33 人	45 件	182,770 千円																		
	令和元年度	51 人	70 件	249,320 千円																		

制度		豊橋市中心市街地商業活性化資金										
区分												
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内での、商業活性化に資する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる申込者又は中心市街地区域内に進出し出店する申込者であること。</p> <p>(3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(4) 適法に事業を営んでいること。</p> <p>(5) 税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>										
	融 資 限 度 額	一事業者につき	5,000万円 以内									
	資金使途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金										
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>設備資金</td> </tr> <tr> <td>3年以内 年1.1%</td> <td>3年以内 年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.2%</td> <td>5年以内 年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内 年1.3%</td> <td>7年以内 年1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年以内 年1.4%</td> </tr> </table>	運転資金	設備資金	3年以内 年1.1%	3年以内 年1.1%	5年以内 年1.2%	5年以内 年1.2%	7年以内 年1.3%	7年以内 年1.3%		10年以内 年1.4%
	運転資金	設備資金										
	3年以内 年1.1%	3年以内 年1.1%										
	5年以内 年1.2%	5年以内 年1.2%										
	7年以内 年1.3%	7年以内 年1.3%										
	10年以内 年1.4%											
担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。											
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。											
信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）											
取扱金 融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫											
融 資 実 績	平成 25 年度	7 件	49,400 千円									
	26 年度	3 件	10,900 千円									
	27 年度	3 件	44,000 千円									
	28 年度	4 件	20,700 千円									
	29 年度	10 件	32,000 千円									
	30 年度	4 件	27,500 千円									
令和元年度	13 件	110,606 千円										



制度		豊橋市小規模事業資金			
区分					
融 資 の 条 件	対 象	<p>中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を営んでいるもの。</p> <p>イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの。</p> <p>ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。</p> <p>エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。</p> <p>オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>			
	融 資 限 度 額	<p>一事業者につき 2,000万円 以内</p> <p>ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。</p>			
	資 金 使 途	事業上の運転資金及び設備資金			
	融 資 期 間 及 び 利 率	<p>運転資金</p> <p>3年以内 年1.1%</p> <p>5年以内 年1.2%</p> <p>7年以内 年1.3%</p>	<p>設備資金</p> <p>3年以内 年1.1%</p> <p>5年以内 年1.2%</p> <p>7年以内 年1.3%</p> <p>10年以内 年1.4%</p>		
	担 保	原則として要しない。			
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。			
	信 用 保 証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）			
	取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・愛知銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			
融 資 実 績	平成 25 年度	13 件	28,410 千円		
	26 年度	6 件	18,000 千円		
	27 年度	9 件	40,000 千円		
	28 年度	6 件	8,400 千円		
	29 年度	7 件	20,000 千円		
	30 年度	1 件	2,000 千円		
	令和元年度	9 件	34,200 千円		

制度		愛知県小規模企業等振興資金			
		通常資金		小口資金	
融 資 の 条 件	区分	通常資金		小口資金	
	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (3) 県内で事業を適法に営んでいること。 (4) 税の滞納がないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。		融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であつて、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 県内で事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。	
	融 資 限 度 額	5,000万円 以内		2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以内であること)	
	資金使途	事業上の運転資金及び設備資金			
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転・設備    3年以内    年1.3% 5年以内    年1.4% 7年以内    年1.5%  設備            10年以内    年1.6%	運転・設備    3年以内    年1.1% 5年以内    年1.2% 7年以内    年1.3%  設備            10年以内    年1.4%		
	担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		原則として要しない。	
	保 証 人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。			
	信 用 保 証	要する。		要する。(証書貸付の場合のみ、信用保証料の補助制度があります。)	
	取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫			
融 資 実 績	平成5年度	28件	233,800千円	662件	1,876,690千円
	26年度	24件	181,800千円	671件	1,906,970千円
	27年度	17件	189,820千円	683件	1,947,525千円
	28年度	5件	26,680千円	520件	1,446,510千円
	29年度	15件	142,200千円	522件	1,559,245千円
	30年度	11件	95,820千円	593件	1,957,349千円
	令和元年度	19件	145,790千円	560件	1,889,280千円

制度		豊橋市中小企業団体共同事業資金	
区分			
融資の条件	対象	市内に事務所を有する中小企業団体で、その所属する母体の推薦を受けたもの。	
	融資限度額	一団体につき 3,500万円 以内	
	資金使途	中小企業団体が行う共同事業に必要な運転資金又は設備資金	
	融資期間及び利率	2年以内 5年以内	年1.1% 年1.2%
	担保	必要に応じて要する。(取扱金融機関の融資に係る所定の取扱による。)	
	保証人	理事 2名以上 (代表者を含む)	
	信用保証	要しない。	
	取扱金融機関	十六銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	
融資実績	平成 25 年度	4 件	23,570 千円
	26 年度	3 件	18,200 千円
	27 年度	3 件	15,750 千円
	28 年度	3 件	8,003 千円
	29 年度	2 件	3,500 千円
	30 年度	1 件	2,500 千円
	令和元年度	1 件	1,000 千円